

処遇改善支援補助金／

臨時特例交付金の基本的な考え方

令和6年

株式会社エイデル研究所

処遇改善加算の成り立ち – 補助金・交付金の前提

平成21年10月 「**処遇改善交付金**」(15,000円/1人当たり(常勤換算)月平均)
・キャリアパス要件ⅠまたはⅡ及び職場環境等要件

平成24年度 介護報酬(**処遇改善加算**)に移行(金額据え置き)

平成27年度 ・12,000円分増額(27,000円/1人当たり(常勤換算)月平均)
・キャリアパス要件ⅠかつⅡ及び職場環境等要件

平成29年度 ・10,000円分増額(37,000円/1人当たり(常勤換算)月平均)
・キャリアパス要件Ⅲの追加

平成29年12月 「新しい政策パッケージ」の閣議決定
勤続10年以上の介護福祉士月額8万円相当の賃金改善

令和元年10月 「**特定加算**」の実施

令和2年度 様式の統合化

令和3年度 ・処遇改善加算(Ⅳ)及び(Ⅴ)の廃止
・特定加算の配分ルールの見直し
・職場環境等要件の見直し

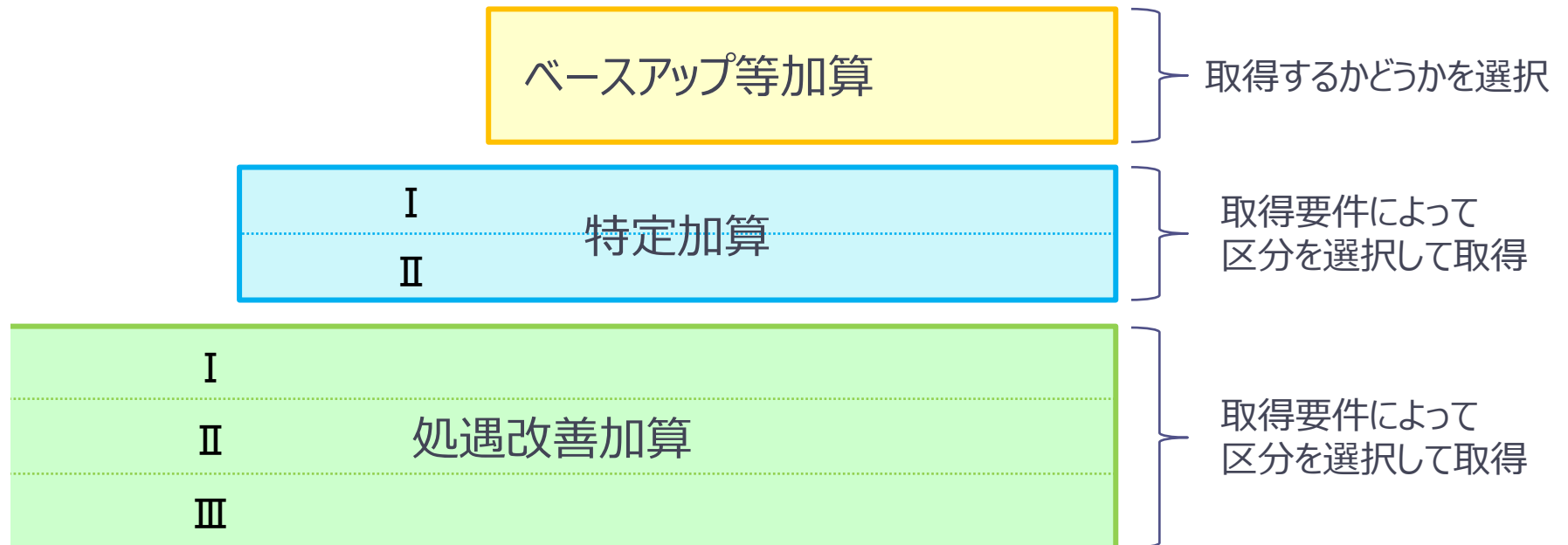
11月 「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」の閣議決定

2月~9月 **介護職員処遇改善支援補助金(福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金)**

令和4年10月 「**ベースアップ等加算**」の創設

令和5年3月 ・様式の簡素化

処遇改善加算・特定加算・ベースアップ等加算



令和6年2月からの介護職員処遇改善支援補助金について

(前略)

介護職員の処遇改善については、介護職員の給与が他の職種に比べて低い状況にあり、人材確保のため処遇改善に取り組む必要があることから、これまで累次の措置を講じてきました。

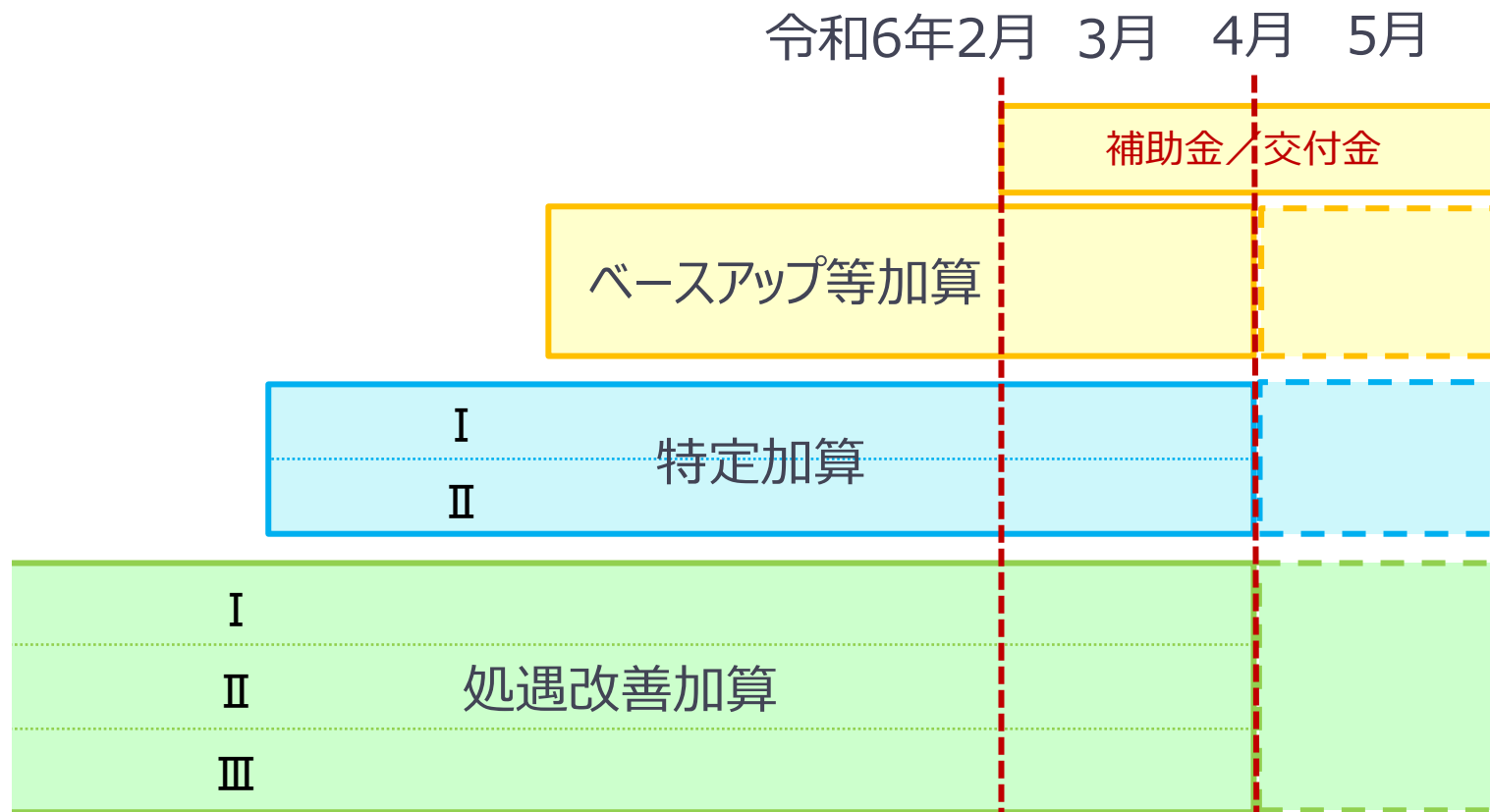
今般、「デフレ完全脱却のための総合経済対策」（令和5年11月2日閣議決定）に基づき、令和5年11月29日に成立した令和5年度補正予算において、介護職員を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入を2%程度

(月額平均6,000円相当) 引き上げるための措置を、令和6年2月分の賃金改善から前倒しで実施するために必要な経費について、都道府県に交付することとしました。

事務連絡 令和5年12月28日(厚生労働省老健局老人保健課)

処遇改善支援補助金／臨時特例交付金（令和6年2月～5月）

補助金/交付金は、ベースアップ等加算と同様の運用が求められる。



処遇改善加算と補助金／交付金の関連性

- **補助金／交付金の取得要件**は
 - 「すでにベースアップ等加算を取得している」
 - または「4月から新たにベースアップ等加算を取得する」
 - ベースアップ等加算を取得するには、処遇改善加算の取得が前提
- 処遇改善加算の取得には、計画書の提出が必要。
4月15日（月）締切で、指定権者（保健所または市町村）へ計画書を提出する
 - 補助金／交付金と時期が近いので、混同されている事業所も多い

参考：令和6年以降の制度について

令和6年2月	4月	6月	
	処遇改善支援補助金／臨時特例交付金		新加算 I
	ベースアップ等加算		新加算 II
I II	特定加算		新加算 III
I II III	処遇改善加算		新加算 IV

補助金/交付金の前提となる考え方
= 処遇改善加算の基本

処遇改善加算の基本

共通項目	共通の内容
<p>① 加算の見込額の 計算方法</p>	<p>加算の見込額 = $a \times b \times c \times d$ (1円未満の端数切り捨て)</p> <p>a 一月当たりの介護報酬総単位数 b 1単位の単価 c サービス別加算率 (1単位未満の端数四捨五入) d 賃金改善実施期間 (算定対象月)</p>
<p>② 賃金改善の見込額の 考え方</p>	<p>“賃金改善実施期間”における、各加算の算定により実施される、賃金改善の見込額</p> <p>※職員への配分見込額を積み上げて計算するなど合理的な方法によって推計</p>
<p>③ 加算以外の部分で 賃金水準を引き下げ ないことの誓約</p>	<p>処遇改善加算等による賃金改善以外の部分で、賃金水準を引き下げない。</p> <p>「本年度の賃金の総額」－「本年度の各加算による賃金改善所要額の総額」 > 「前年度の賃金の総額」－「前年度の各加算額及び独自の賃金改善額」</p>
<p>④ 賃金項目及び方法の 考え方</p>	<p>賃金改善の実施期間、賃金改善を行う給与の種類 (増額若しくは新設した又はする予定である給与の項目の種類 (基本給、手当、賞与等) 等) 及び賃金改善に係る具体的な見直しの内容</p>

処遇改善加算の前提となる考え方 ①加算の見込額

(再掲)

介護職員の処遇改善については、介護職員の給与が他の職種に比べて低い状況にあり、人材確保のため処遇改善に取り組む必要があることから、これまで累次の措置を講じてきました。

今般、「デフレ完全脱却のための総合経済対策」(令和5年11月2日閣議決定)に基づき、令和5年11月29日に成立した令和5年度補正予算において、介護職員を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入を2%程度

(月額平均6,000円相当) 引き上げるための措置を、令和6年2月分の賃金改善から前倒しで実施するために必要な経費について、都道府県に交付することとしました。

事務連絡 令和5年12月28日(厚生労働省老健局老人保健課)

補助金の額は

職員数


$$\times 6,000\text{円} \times \text{交付月数}$$

ではない。

補助金/交付金の前提となる考え方 ①補助金の見込額

補助金の見込額 = a × b × c × d (1円未満の端数切り捨て)

a 一月当たりの介護報酬総単位数

前年の1月から12月までの12か月間の介護報酬総単位数を12で除したものの。

介護報酬総単位数 = 基本報酬サービス費に各種加算減算を加えた単位数

なお、これにより難しい合理的な理由がある場合（新規開設時等）には、他の適切な方法により一月あたり介護報酬総単位数を推定するものとする。

b サービス類型別交付率 (厚生労働省で設定済み)

c 1単位の単価

d 算定する月数 ←ここでは、「何か月分の補助金/交付金が入ってくるか」を計算する。
今回は原則2月～5月の4か月間。

“報酬”について

- 報酬：介護サービスや障害福祉サービスを提供した際に、その対価として受け取るお金
(≒売上)
- 利用するサービスによって「単位」が定められており、それらに地域ごとに設定された1単位ごとの単価（地域区分）を掛けたものが事業所に支払われる

報酬の総額 = 算定する単位 × 1単位ごとの単価

↳ 加算や補助金/交付金の計算のベース

①補助金の見込額 計算方法 【介護】

例) 訪問介護で、支援補助金を取得した場合

<u>a 一月当たりの介護報酬総単位数</u>	<u>250,000</u>	<u>単位</u>
× <u>b サービス類型別交付率</u> (次スライド参照)	×	%
	=	<u>単位</u>
× <u>c 1単位の単価</u>	×	円
(1円未満切捨)	=	円
× <u>d 算定する月数</u>	×	<u>か月</u>
	=	<u>円</u>

表 1 介護職員処遇改善支援補助金対象サービス

サービス区分	交付率
訪問介護	1.2%
夜間対応型訪問介護	1.2%
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1.2%
(介護予防) 訪問入浴介護	0.7%
通所介護	0.7%
地域密着型通所介護	0.7%
(介護予防) 通所リハビリテーション	0.6%
(介護予防) 特定施設入居者生活介護	0.8%
地域密着型特定施設入居者生活介護	0.8%
(介護予防) 認知症対応型通所介護	1.4%
(介護予防) 小規模多機能型居宅介護	1.0%
看護小規模多機能型居宅介護	1.0%
(介護予防) 認知症対応型共同生活介護	1.3%
介護福祉施設サービス	0.9%
地域密着型介護老人福祉施設	0.9%
(介護予防) 短期入所生活介護	0.9%
介護保健施設サービス	0.5%
(介護予防) 短期入所療養介護 (老健)	0.5%
介護医療院サービス	0.3%
(介護予防) 短期入所療養介護 (病院等・医療院)	0.3%

注 介護予防・日常生活支援総合事業によるサービスを行う事業所は、訪問型は訪問介護と、通所型は通所介護と同じとする。

①補助金の見込額 計算方法 【介護】

例) 訪問介護で、支援補助金を取得した場合

$$\begin{aligned} & \underline{\text{a 一月当たりの介護報酬総単位数}} && \underline{250,000} \text{ 単位} \\ \times & \underline{\text{b サービス類型別交付率}} && \times \underline{1.2} \% \\ & && = \underline{3,000} \text{ 単位} \\ \times & \underline{\text{c 1単位の単価}} && \times \underline{10} \text{ 円} \\ & \text{(1円未満切捨)} && = \underline{30,000} \text{ 円} \\ \times & \underline{\text{d 算定する月数}} && \times \underline{4} \text{ か月} \\ & && = \underline{\mathbf{120,000円}} \end{aligned}$$

補助金の
見込額

① 交付金の見込額 計算方法 **【障害】**

例) 居宅介護で臨時特例交付金を取得した場合

a' 一月当たりの障害福祉サービス等報酬総額 (円) 620,000 円

× b サービス類型別交付率 × 1.6 %
= 9,920 円

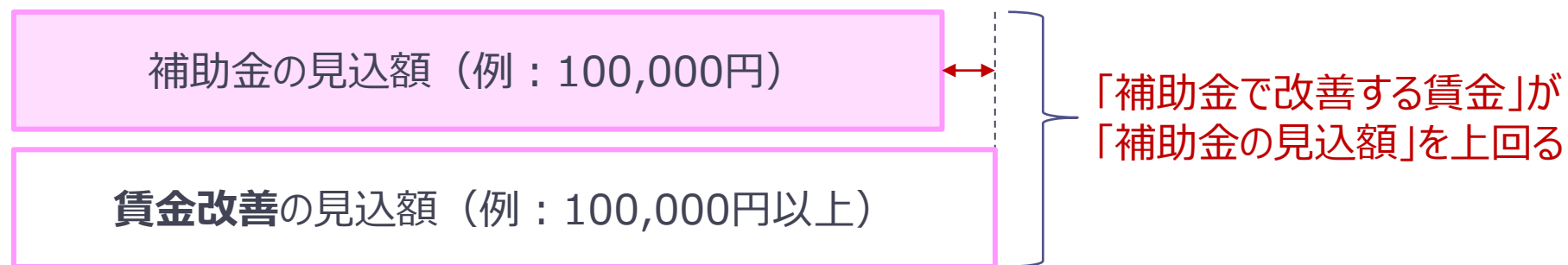
× d 算定する月数 × 4 か月
(1円未満の端数切り捨て) = 39,680 円

処遇改善加算の前提となる考え方 ②賃金改善の見込額

共通項目	共通の内容
①加算の見込額	<p>加算の見込額 = $a \times b \times c \times d$ (1円未満の端数切り捨て)</p> <p>a 一月当たりの介護報酬総単位数 前年の1月から12月までの12か月間の介護報酬総単位数を12で除したものを。 介護報酬総単位数 = 基本報酬サービス費に各種加算減算を加えた単位数 ※処遇改善加算等を除く。</p> <p>b 1単位の単価</p> <p>c サービス別加算率 (別紙1表1) (1単位未満の端数四捨五入)</p> <p>d 賃金改善実施期間 (算定対象月)</p>
②賃金改善の見込額	<p>賃金改善実施期間における各加算の算定により実施される賃金改善の見込額 (当該賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担の増加分を含むことができる。) ※職員への配分見込額を積み上げて計算するなど合理的な方法によって推計。</p>
③加算以外の部分で賃金水準を引き下げないことの誓約	<p>処遇改善加算等による賃金改善以外の部分で賃金水準を引き下げない。 「本年度の賃金の総額」－「本年度の各加算による賃金改善所要額の総額」 > 「前年度の賃金の総額」－「前年度の各加算額及び独自の賃金改善額」 ※加算等の影響を除いた賃金水準を引き下げない</p>
④賃金項目及び方法	<p>賃金改善の実施期間、賃金改善を行う給与の種類 (増額若しくは新設した又はする予定である給与の項目の種類 (基本給、手当、賞与等) 等) 及び賃金改善に係る具体的な見直しの内容</p>

②賃金改善の見込額

- 補助金/交付金の算定額以上の**賃金改善**を行うこと
 - 入ってくる金額以上の額を、職員の賃金に上乗せする

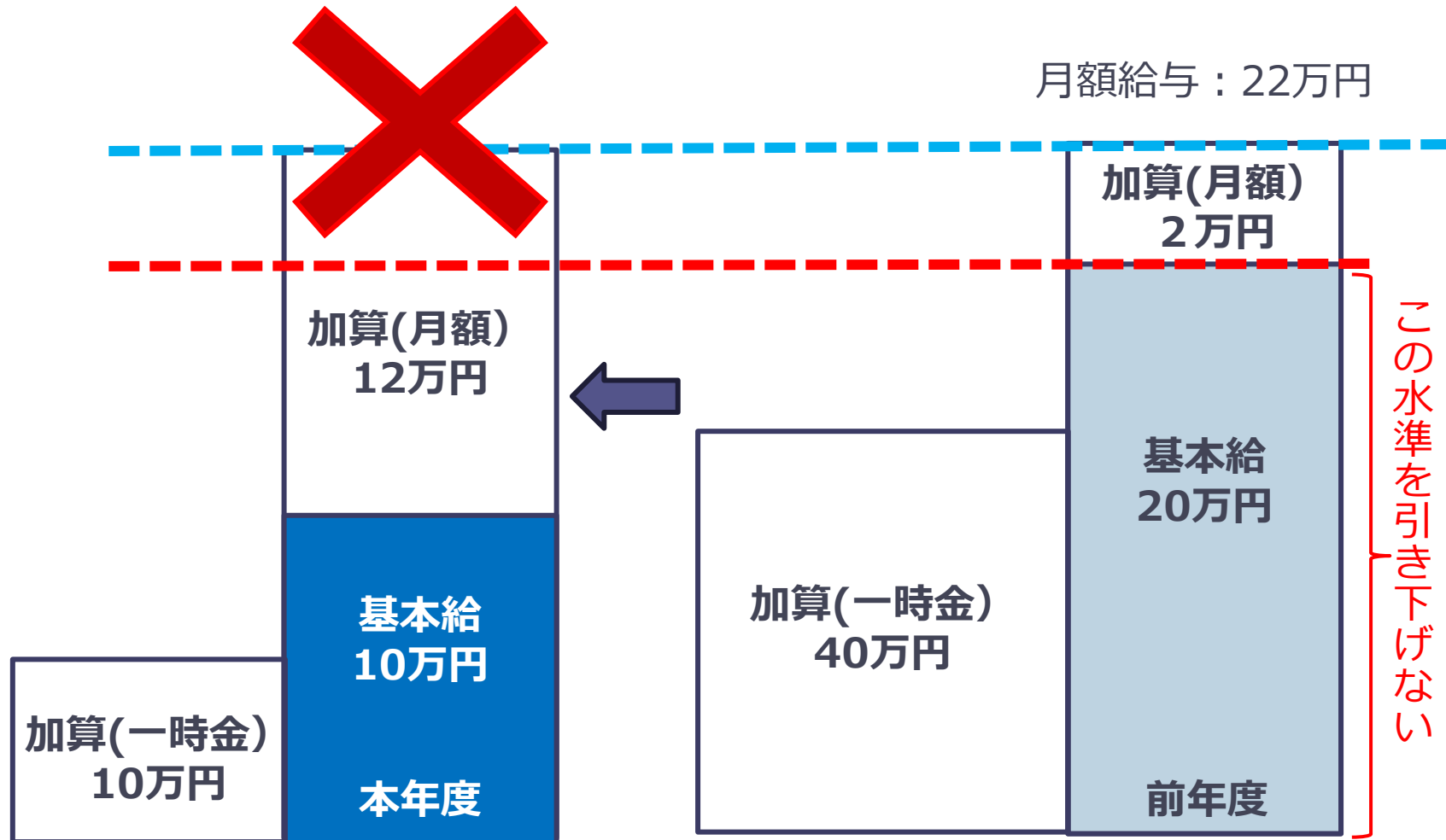


3つの処遇改善加算の共通点 ③賃金水準を引き下げない

共通項目	共通の内容
①加算の見込額	<p>加算の見込額 = $a \times b \times c \times d$ (1円未満の端数切り捨て)</p> <p>a 一月当たりの介護報酬総単位数 前年の1月から12月までの12か月間の介護報酬総単位数を12で除したものを。 介護報酬総単位数 = 基本報酬サービス費に各種加算減算を加えた単位数 ※処遇改善加算等を除く。</p> <p>b 1単位の単価</p> <p>c サービス別加算率 (別紙1表1) (1単位未満の端数四捨五入)</p> <p>d 賃金改善実施期間 (算定対象月)</p>
②賃金改善の見込み額	<p>賃金改善実施期間における各加算の算定により実施される賃金改善の見込額 (当該賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担の増加分を含むことができる。) ※職員への配分見込額を積み上げて計算するなど合理的な方法によって推計。</p>
③加算以外の部分で賃金水準を引き下げないことの誓約	<p>処遇改善加算等による賃金改善以外の部分で賃金水準を引き下げない。 「<u>本年度の賃金の総額</u>」－「<u>本年度の各加算による賃金改善所要額の総額</u>」</p> <p style="text-align: center;">▼</p> <p>「<u>前年度の賃金の総額</u>」－「<u>前年度の各加算額及び独自の賃金改善額</u>」 ※加算等の影響を除いた賃金水準を引き下げない</p>
④賃金項目及び方法	<p>賃金改善の実施期間、賃金改善を行う給与の種類 (増額若しくは新設した又はする予定である給与の項目の種類 (基本給、手当、賞与等) 等) 及び賃金改善に係る具体的な見直しの内容</p>

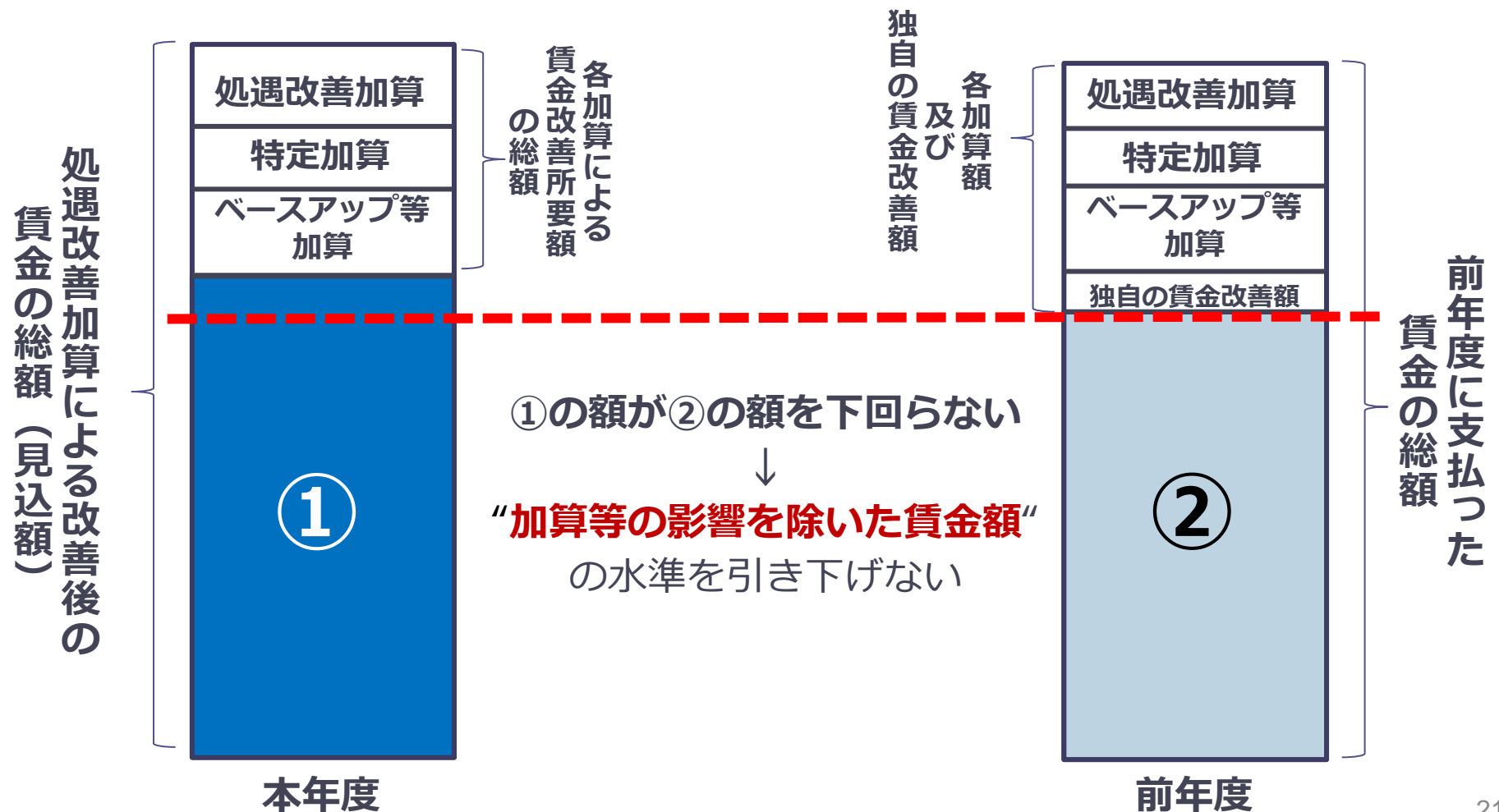
③加算以外の部分で賃金水準を引き下げないことの誓約

<よくある間違い>



③加算以外の部分で賃金水準を引き下げないことの誓約

「本年度の賃金の総額」から「本年度の各加算による賃金改善所要額の総額」を除いた額と、
「前年度の賃金の総額」から「前年度の各加算額及び独自の賃金改善額」を除いた額を比較



3つの処遇改善加算の共通点 ④賃金項目及び方法

共通項目	共通の内容
①加算の見込額	<p>加算の見込額 = a × b × c × d (1円未満の端数切り捨て)</p> <p>a 一月当たりの介護報酬総単位数 前年の1月から12月までの12か月間の介護報酬総単位数を12で除したものの。 介護報酬総単位数 = 基本報酬サービス費に各種加算減算を加えた単位数 ※処遇改善加算等を除く。</p> <p>b 1単位の単価</p> <p>c サービス別加算率 (別紙1表1) (1単位未満の端数四捨五入)</p> <p>d 賃金改善実施期間 (算定対象月)</p>
②賃金改善の見込み額	<p>賃金改善実施期間における各加算の算定により実施される賃金改善の見込額 (当該賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担の増加分を含むことができる。) ※職員への配分見込額を積み上げて計算するなど合理的な方法によって推計。</p>
③加算以外の部分で賃金水準を引き下げないことの誓約	<p>処遇改善加算等による賃金改善以外の部分で賃金水準を引き下げない。 「本年度の賃金の総額」－「本年度の各加算による賃金改善所要額の総額」 > 「前年度の賃金の総額」－「前年度の各加算額及び独自の賃金改善額」 ※加算等の影響を除いた賃金水準を引き下げない</p>
④賃金項目及び方法	<p>賃金改善の実施期間、賃金改善を行う給与の種類 (増額若しくは新設した又はする予定である給与の項目の種類 (基本給、手当、賞与等) 等) 及び賃金改善に係る具体的な見直しの内容</p>

④賃金項目及び方法

賃金改善の実施期間、賃金改善を行う給与の種類（増額若しくは新設した又はする予定である給与の項目の種類（**基本給、手当、賞与等**）等）及び賃金改善に係る具体的な見直しの内容について、可能な限り具体的に記載すること。

4 介護職員処遇改善支援補助金により賃金改善を行う賃金項目及び方法									
①賃金改善を行う給与の種類	ベースアップ等 (必ず選択)	✓	基本給	決まって毎月支払われる 手当(新設)			決まって毎月支払われる手当 (既存の手当の増額)		
	上記以外 (必ず選択)		手当(新設)	手当(既存の 増額)	賞与	✓	該当なし(全て基 本給等)	その他 ()	
②具体的な 取組内 容	(当該事業所における賃金改善の内容の根拠となる規則・規程)								
	就業規則の見直し	✓	賃金規程の見直し	その他 ()					
	(賃金改善に関する規定内容) ※上記の根拠規程のうち、賃金改善に関する部分を抜き出すこと。								
③ベース アップの実 施予定	実施する	✓	実施しない場合、 やむを得ない事情	・事業所の人員構成により、定期昇給の実施(基本給の引上げによる対応)による人件費の増加が大きく、今回の補助金を充てなければ事業所の経営が極めて厳しいことから、ベースアップ(賃金表の改訂により基本給等の水準を一律に引き上げること)は行わない。					
	実施しない								

参考一賃金改善実施期間

加算の収入を充当して、**実際に介護職員の賃金改善を行う（賃金を支払う）期間**のこと。

報酬はサービスの提供と同時に入金されるのではなく、翌月にサービス提供状況が計算され、**翌々月に入金される仕組み**になっている。報酬を待たずに前払いして賃金に上乗せするか、報酬の入金を待ってから賃金に上乗せするかなど、支払うタイミングを法人ごとに選択している。

→補助金/交付金の支払いタイミングも**すでに取得している加算と揃えてもらう**

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
サービスの提供	←—————→														
報酬の入金	←.....→														
賃金改善実施期間	←—————①原則—————→														
右記の4パターンより1つ選択されている	←—————②加算額が確定してから賃金に反映する場合—————→														
	←—————③加算の支給を見越して賃金に反映する場合—————→														
	←—————④加算の入金が完了してから賃金に反映する場合—————→														

補助金/交付金の取得にあたって

●賃金改善方法の周知について

事業所は、当該事業所における**賃金改善を行う方法等**について計画書を用いて**職員に周知**するとともに、就業規則等の内容についても介護職員等に周知すること。

また、介護職員等から介護職員処遇改善支援補助金に係る賃金改善に関する照会があった場合は、当該職員についての賃金改善の内容について、書面を用いるなど**分かりやすく回答**すること。

●要件を満たすことの確認・証明

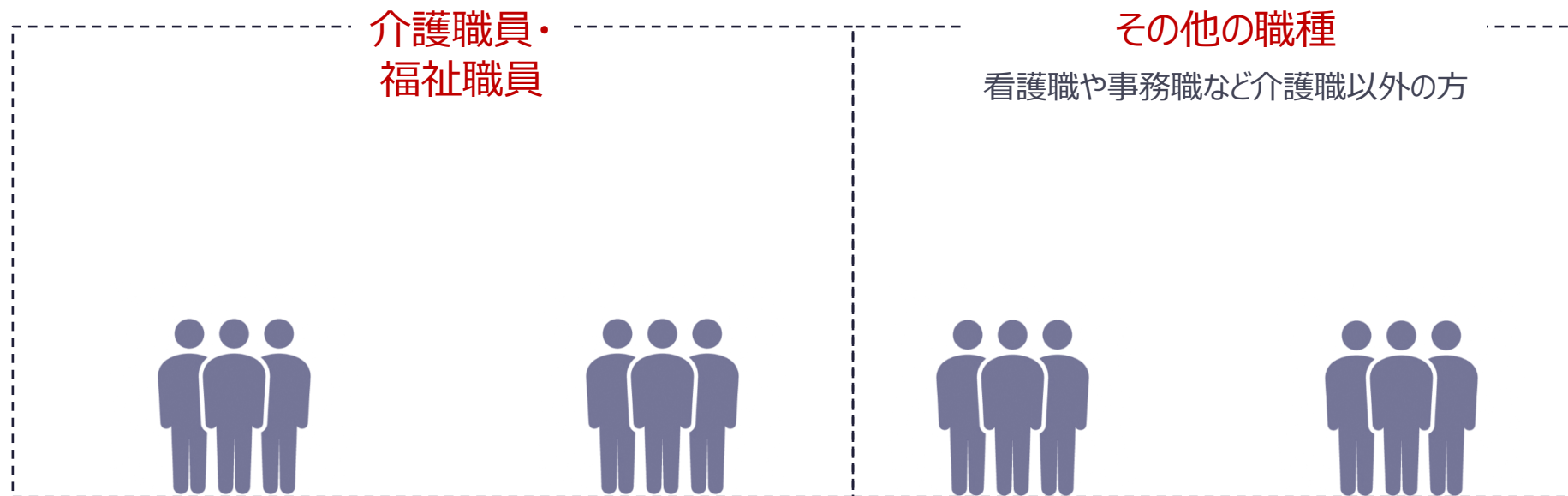
各証明資料は、指定権者からの求めがあった場合には、速やかに提出すること。

<証明する資料の例>

就業規則、給与規定、給与明細書、勤務体制表、資質向上のための計画 など

補助金/交付金の支払い方
= ベースアップ等加算の考え方

旧加算：ベースアップ等加算の対象者（＝補助金/交付金）



“補助額”の“3分の2以上”

||

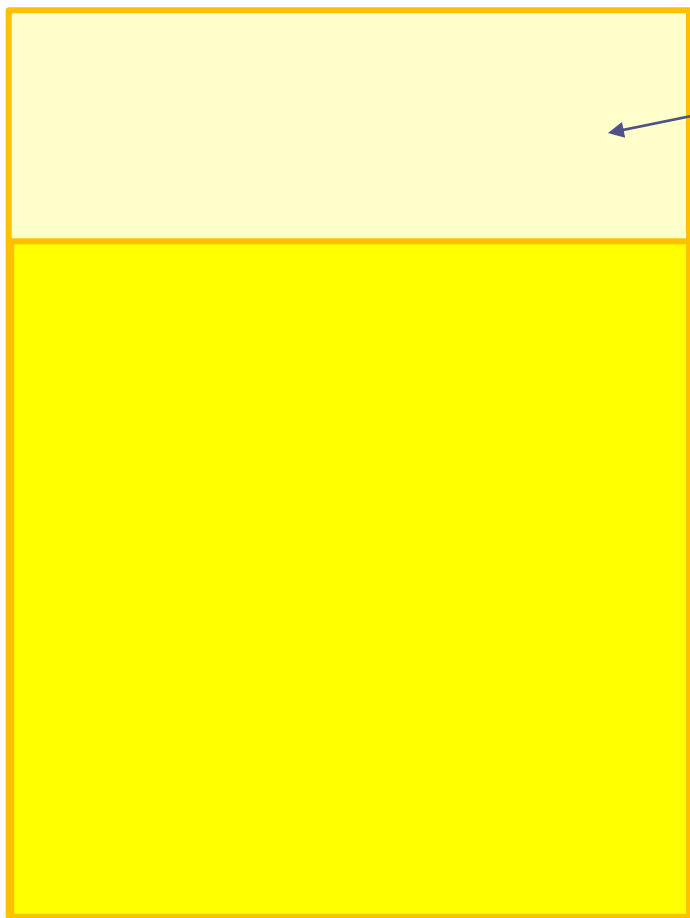
すべてを一時金（賞与など）で渡すのではなく、大部分は月額給与を増やせる方法で渡すこと

||

基本給の増額、または毎月決まって支払われる手当の支給

ベースアップ等加算の配分ルールの確認

ベースアップ等加算



残りの3分の1以下は
基本給、手当、賞与（一時金）など
様々な方法で配分してよい

※ 2月分・3月分の補助金/交付金は
全額一時金で配分してOK

加算額の3分の2以上（100%でもOK）

「基本給」または
「**決まって毎月支払われる手当**」
として配分しなければならない

⇒ **月額賃金額の改善**

ベースアップ等加算の配分ルールの確認

入ってきた加算



毎月の給与に上乗せ

4月賃金

8月賃金

12月賃金

5月賃金

9月賃金

1月賃金

6月賃金

10月賃金

2月賃金

7月賃金

11月賃金

3月賃金

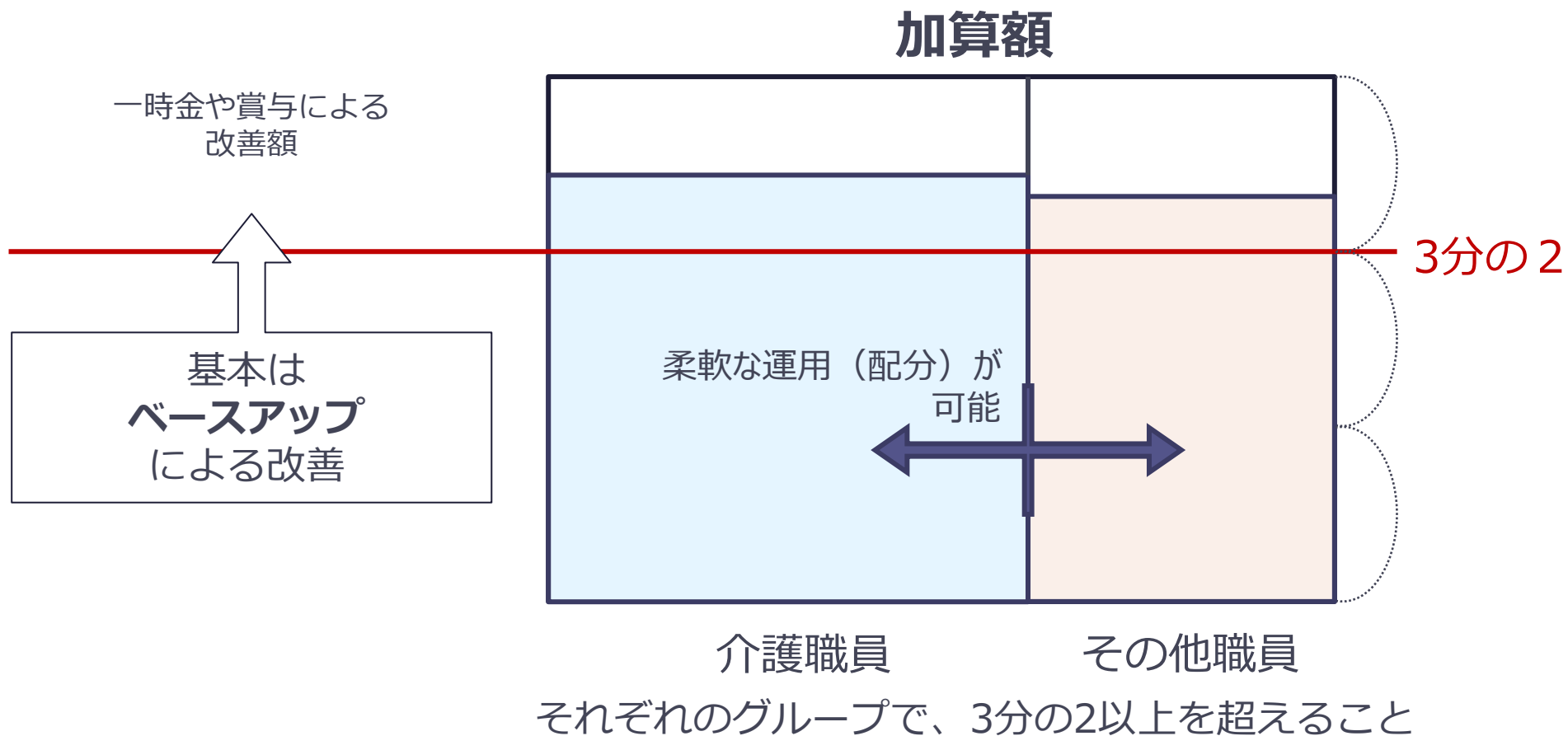
一時金
(賞与等)

加算額の配分方法について、同じ年収であっても、**一時金ではなく月額賃金での改善**を促すことで、介護職員の生活の安定・向上や、労働市場での介護職種の魅力の増大につなげる。

旧加算：ベースアップ等要件（＝補助金／交付金）

加算額の3分の2以上は**ベースアップ**に充てること。

（「基本給の増額」のほか「決まって毎月支払われる手当」でも可）



ご視聴いただきありがとうございました。